社会福祉施設の 労働災害をなくそう!!

群馬労働局管内で発生した休業4日以上の労働災害による全産業の死傷者数は近年は増加傾向にありますが、社会福祉施設でも年々増加し、全産業に占める割合も高くなっています。

また、「**動作の反動・無理な動作災害**」と「**転倒災害**」が多く、この2つを合わせると全体の6割以上を占めています。

4 S (整理、整頓、清掃、清潔)の励行とK Y (危険・予知)活動により労働災害を防止しましょう。



図-1 全業種及び社会福祉施設における労働災害発生年別推移 資料:労働者死傷病報告

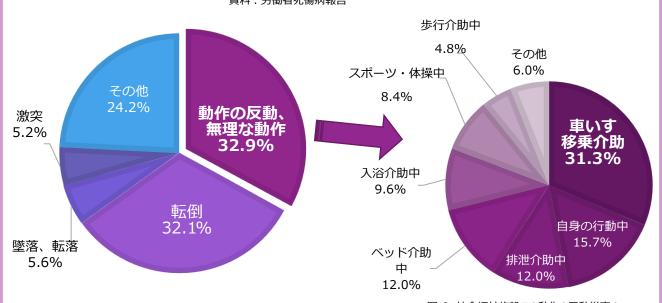
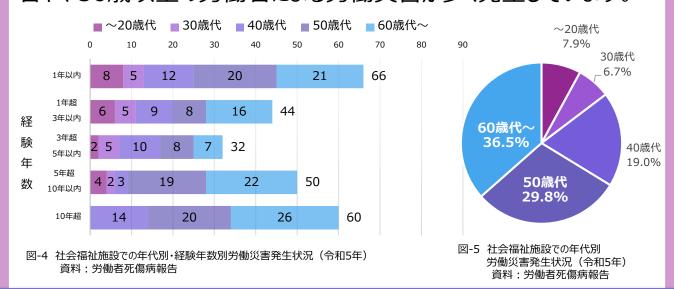


図-2 社会福祉施設での事故の型別労働災害発生状況(令和5年) 資料:労働者死傷病報告

図-3 社会福祉施設での動作の反動災害の 作業別労働災害発生状況(令和5年) 資料:労働者死傷病報告 社会福祉施設では、経験年数が1年以内及び10年超の労働者や、50歳以上の労働者による労働災害が多く発生しています。



腰痛防止対策

[腰痛予対策の進め方]

①作業姿勢と動作に関する注意

介護・保育では、前かがみ・中腰での作業や腰のひねりを長く保つ作業が多くなります。こうした作業による腰部負担を軽減するために 「適宜小休止・休息をとる、他の作業と組み合わせるなどにより、 同一姿勢を長時間続けないようにさせること」を基本に、

作業姿勢と動作などに留意してください。

②作業標準の作成

作業標準とは、仕事を行う上での手順や決め事です。

作業標準は、使用する機器・設備、作業方法などの実態に応じたものとしてください。

③介護者の適正配置

特定の職員に腰部負担の大きい業務が集中しないように配慮してください。 作業量に見合った適切な人員配置を行ってください。

④施設および設備の構造の改善

介護ができる部屋の構造、浴槽の構造、ベッドの構造などの設備の改善を行って ください。

腰痛災害事例

- ▼30歳代の女性看護師(経験期間9ヶ月)が、利用者を車いすからベッドへ移乗させていた時、利用者の体重がのしかかり、腰に強い痛みを感じた(休業1ヶ月)。
- ▼20歳代の女性介護職員(経験期間4年)が、入浴介助中、機械浴槽へ移乗するため利用者の体を抱えた時に、腰を痛めた(休業1週)。

転倒防止対策

転倒の原因として、「つまずき」、「すべり」、「筋力の衰え」があります。

つまずき防止対策

- ・通路、作業床・歩み板に物を置かない。
- 床面の凹凸をできるだけなくす。
- ・通路、作業床・歩み板の損傷は早く直す。
- ・通路、作業床・歩み板の安全な通行のための照明の方法を講じる。

すべり防止対策

- ・床面を良く清掃する。
- ・床面の水や油は良くふき取る。
- 滑り止めのマットを敷く、テープを貼る。
- 滑りにくい靴を履く。

筋力の衰えを防ぐ対策

・簡単な筋力トレーニングでも転倒災害防止に効果的です。



転倒災害事例

- ▼60歳代の女性介護職員(経験期間1年)が、浴室の片づけを終え脱衣所に出ようとした ところ<u>床が濡れていて滑り</u>転倒し、腕を骨折した(休業3ケ月)。
- ▼60歳代の男性介護職員(経験期間10ヶ月)が、送迎のため小走りで移動中、<u>足がもつ</u> れて転倒し、右肩を強打した(休業3ケ月)。

「エイジフレンドリーガイドライン」について

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に 求められる取組を具体的に示したものです。

「エイジフレンドリー補助金」について

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。 是非ご活用ください。

※事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定(全ての申請者に交付されるものではありません)

詳しくはコチラ ■ 「高年齢労働者の安全衛生対策について」(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/ roudoukijun/anzen/newpage 00007.html

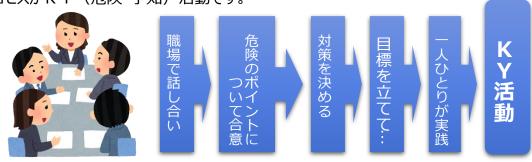


KY活動

人間は誰でも、つい「ウッカリ」したり、「ボンヤリ」したり、錯覚をします。横着して近道や省略もします。 このような人間の行動特性が誤った動作などの不安全行動(ヒューマンエラー)をもたらし、事故・災 害の原因となります。これらは、通常の慣れた業務で起こりがちです。

事故・災害を防止するには、業務を始める前に「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い「これは危ない」という危険のポイントについて合意します。そして、対策を決め、行動目標や指さし呼称項目を設定し、一人ひとりが指差し呼称で安全衛生を先取りしながら業務を進めます。

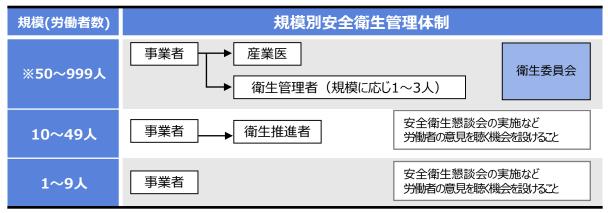
このプロセスが K Y (危険・予知) 活動です。



安全衛生管理体制

労働安全衛生法では、職場における労働者の安全と健康の確保を推進するため、事業規模や業種に応じた安全衛生管理体制を整備することを事業者に義務づけています。

安全衛生管理体制は、事業所の従業員全員が協力して安全衛生を進めていくために必要なものです。



※1,000人以上の事業場においては、これらに加え総括安全衛生管理者の選任をする必要があります。 また、衛生管理者についても規模に応じ3~6人選任してください。

職場における感染症対策の進め方

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要です。

このため、事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての 労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要となります。

- ①労働衛生管理体制の再確認
- ②換気の徹底等の作業環境管理
- ③職場の実態に応じた作業管理
- ④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育
- ⑤日々の体調管理等も含めた健康管理

資料:厚生労働省 「職場における新型コロナウイルス 感染症への感染予防及び健康管 理に関する参考資料一覧」ページ



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 00226.html